

議案第 80 号

羽曳野市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 27 年 11 月 30 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

平成 28 年 1 月から個人番号カードを利用して、印鑑登録証明書をコンビニエンスストアで交付するための規定の整備を行うとともに、その他所要の改正を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市印鑑条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市印鑑条例(平成6年羽曳野市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項を削る。

第13条第1項本文中「又は独自利用カード」を削り、同項ただし書を削る。

第14条を次のように改める。

(多機能端末機による印鑑登録証明証の交付申請等)

第14条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードの情報を読み込ませること及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書の暗証番号を照合することにより、印鑑登録証明書の交付の申請をし、その交付を受けることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に住民基本台帳カード(羽曳野市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例(平成 年羽曳野市条例第 号)による廃止前の羽曳野市住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成15年羽曳野市条例第23号)第2条第1号に規定する独自利用カードに限る。以下同じ。)の交付を受けている者については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号)第20条第1項の

規定によりなお従前の例によることとされた同法第 19 条の規定による改正前の住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 30 条の 44 第 9 項の規定により当該住民基本台帳カードが効力を失う時又は当該住民基本台帳カードの交付を受けた者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 17 条第 1 項の規定により同法第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時までの間は、なお従前の例による。

羽曳野市印鑑条例 新旧対照表

新	旧
<p>(印鑑登録証の交付) 第7条 1・2 省略</p> <p>第8条～第12条 省略 (印鑑登録証明書の交付申請等)</p> <p>第13条 印鑑登録者が印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証を提示して、市長に申請しなければならない。</p> <p>2・3 省略 (<u>多機能端末機による印鑑登録証明証の交付申請等</u>)</p> <p>第14条 <u>前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードの情報を読み込ませること及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書の暗証番号を照合することにより、印鑑登録証明書の交付の申請をし、その交付を受けることができる。</u></p> <p>以下省略</p>	<p>(印鑑登録証の交付) 第7条 1・2 省略</p> <p><u>3 印鑑登録者が羽曳野市住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成15年羽曳野市条例第23号。以下「住基カード利用条例」という。)第3条第1号(ウに掲げる証明書を交付するサービスに限る。)又は同条第2号に規定するサービスを受けるために行う申請をし、当該申請に係るサービスを受けるために必要な情報を記録した住基カード利用条例第2条第1号に規定する独自利用カードの交付を受けたときは、当該独自利用カードを印鑑登録証とみなしてこの条例を適用する。ただし、次条及び第3条第2項の規定についてはこの限りでない。</u></p> <p>第8条～第12条 省略 (印鑑登録証明書の交付申請等)</p> <p>第13条 印鑑登録者が印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、<u>印鑑登録証又は独自利用カードを提示して、市長に申請しなければならない。ただし、独自利用カードを提示した場合は規則で定める暗証番号の照合をしなければならない。</u></p> <p>2・3 省略 (<u>多機能端末機等による印鑑登録証明書の交付申請等</u>)</p> <p>第14条 <u>前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、住基カード利用条例第2条第2号に規定する多機能端末機又は同条第3号に規定する専用端末機に独自利用カードの情報を読み込ませること及び規則で定める暗証番号を照合することにより、印鑑登録証明書の交付の申請をし、その交付を受けることができる。</u></p> <p>以下省略</p>